



<p>となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において指名する取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 24 条～第 46 条（条文省略）</p>	<p>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 （削除）</p> <p>第 24 条～第 46 条（現行どおり）</p>
--	---

## 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025 年 1 月 30 日
定款変更の効力発生日（予定）	2025 年 1 月 30 日

以上